

# 特別養護老人ホーム スマイルガーデン黒埼 利用料金表

## 1. 介護サービス費（介護保険自己負担額） （単位：円）

	段階別利用者負担額 *1	施設サービス費 (1日当たり)	加算（1日あたり）*2		合計	一か月の負担金 (30日間)	高額サービス費支給の場合のご負担額上限*3
			夜勤職員配置加算	処遇改善加算(1)			
要介護1	第1段階	663	46	18	727	21,810	15,000
	第2段階						15,000
	第3段階						24,600
	第4段階						該当なし
要介護2	第1段階	733	46	20	799	23,970	15,000
	第2段階						15,000
	第3段階						24,600
	第4段階						該当なし
要介護3	第1段階	807	46	21	874	26,220	15,000
	第2段階						15,000
	第3段階						24,600
	第4段階						該当なし
要介護4	第1段階	877	46	23	946	28,380	15,000
	第2段階						15,000
	第3段階						24,600
	第4段階						該当なし
要介護5	第1段階	947	46	25	1,018	30,540	15,000
	第2段階						15,000
	第3段階						24,600
	第4段階						該当なし

○\*2は職員配置状況により内容が変動する場合があります。

○入所後30日に限って、初期加算として一日あたり30円合計900円が上記計算に加算されます。30日以上入院後の再入所時も含まれます。

○ご利用者の状況によっては、3にある各種加算が掛かる場合があります。

## 2. 食費及び居住費 （単位：円）

		一日の料金			一か月の料金 (30日間)	備考
		食費	居住費	合計		
食費及び居住費	第1段階	300	820	1,120	33,600	入院・外泊中も居住費をお支払いただきます。
	第2段階	390	820	1,210	36,300	
	第3段階	650	1,310	1,960	58,800	
	第4段階	1,380	1,775	3,155	94,650	

### ◎\*1利用者負担段階について

第1段階 世帯全員が市・住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方

第2段階 世帯全員が市・住民税非課税で年金収入額の合計所得金額の合計が80万円以下の方

第3段階 世帯全員が市・住民税非課税で第1段階・第2段階以外の方

第4段階 上記以外の方（本人または世帯内に市・住民税課税者がいる場合）

○第1段階・第2段階の方には、新潟市より「介護保険負担限度額認定証」が交付されており、食費・居住費が認定証に記載の額に減額されます。

○段階は介護保険料の算定明細書に記載されています。

### ◎\*3高額介護サービス費について

○居住費・食費を除く1か月の介護保険一割負担金の合計額が、所得に応じて定められている上限額を超えた場合に、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

○支給は世帯単位です。

○同世帯の複数の方がサービスを利用した場合、負担上限額から全員の1割負担合計額を超えた分が支給されます。

○ご利用者の事務手続き負担の軽減の為に、新潟市では、高額介護サービス費を施設が

## 特別養護老人ホーム スマイルガーデン黒埼 利用料金表

代理受領し、支給分を引いた金額をご請求する仕組みを設けています。

### 3. その他の加算等（介護保険適用1割負担）が掛かる場合があります。

加算項目	単位	備考	
個別機能訓練加算	12(1日)		
外泊時費用	246(1日)	1月6日間限度	
退所時等相談加算	退所前後訪問相談援助加算	460(1日)	入院中1回または2回・退所後1回を限度
	退所時相談援助加算	400(1日)	
	退所前連携加算	500(1日)	
栄養マネジメント加算	14(1日)		
経口移動加算（180日以内）	28(1日)		
経口維持加算（180日以内）	経口維持加算Ⅰ	28(1日)	著しい摂食障害のある方日の栄養管理
	経口維持加算Ⅱ	5(1日)	摂食障害のある方への経口摂取維持のための栄養管理
口腔機能維持管理加算	30(1日)	厚労省の定める基準に沿った口腔ケアに取組む体制	
	23(1日)	厚労省が定める療養食を提供した場合	
看取り介護加算	死亡以前4日～30日	80(1日)	施設において厚労省の定める基準に基づいて看取り介護を行った場合に、死亡日を含めて30日を上限として加算
	死亡以前2日又は3日	680(1日)	
	死亡日	1280(1日)	

### 4. その他の費用（ご利用の場合実費が掛かります）

理容代

特別な食事代

日用品の購入費（1日150円）

レクリエーション等の費用

健康管理費用

私物の洗濯代

電化製品の電気代